

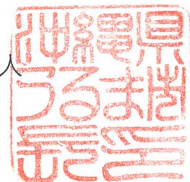


う都都第42001号

うるま市の業務委託契約について、下記のとおりプロポーザル方式により受託候補者を特定するので公告する。

令和 7 年 5 月12日

うるま市長 中村 正人



記

1 業務概要

(1)	業務委託名	うるま市公共交通基礎調査業務
(2)	業務委託の場所	うるま市内
(3)	業務内容	別紙「業務説明資料」のとおり
(4)	履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月28日まで

2	参加するために必要な資格	プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり
3	参加手続き	プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり
4	企画提案書等の作成及び提出	プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり
5	審査の手続き及び受託候補者の特定	プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり

6 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市 都市建設部 都市政策課

電話 098-923-7620 FAX098-923-7604

メールアドレス toshi-seisakuka@city.uruma.lg.jp

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 : うるま市公共交通基礎調査業務
- イ 業務内容 : 仕様書(案)のとおり
- ウ 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで(予定)
- エ 契約上限金額: 14,993,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 書類一覧

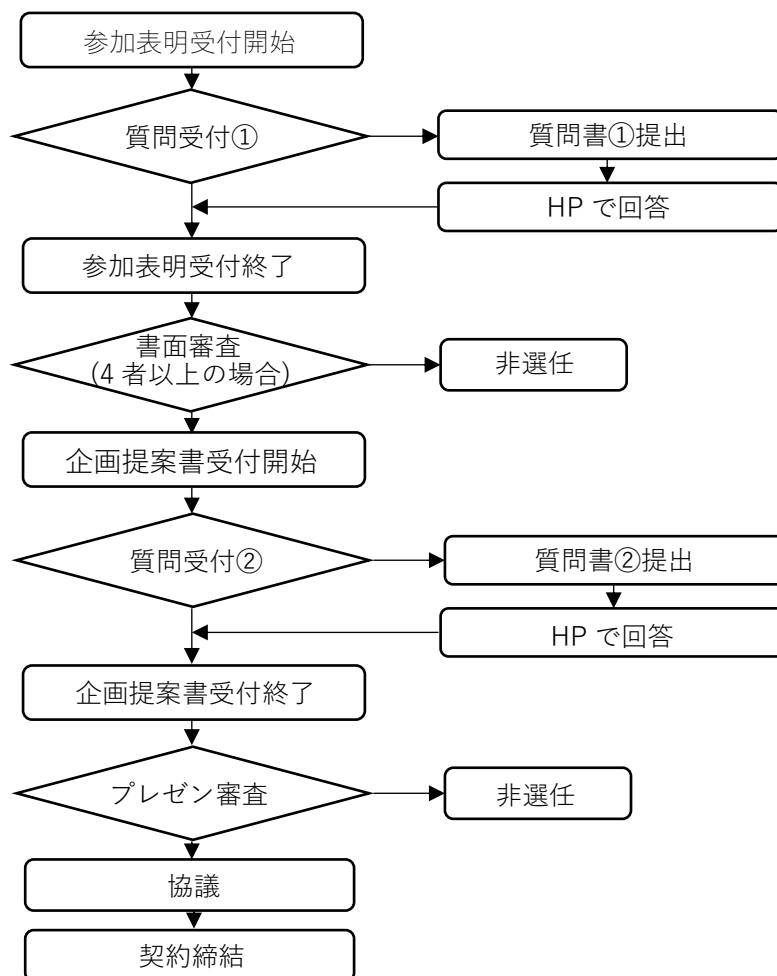
本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	【資料1】業務説明資料	
3	【資料2】仕様書(案)	
4	【資料3】評価基準	
5	【資料4】プロポーザル方式実施説明書(本資料)	
6	【資料5】契約書(案)	
7	様式1	参加表明書(表紙)
8	様式1関係	参加資格を確認するために必要な書類(⑤～⑦) ※様式あり
9	様式2	会社概要
10	様式3	企業の同種又は類似業務の実績
11	様式4	管理技術者の経歴及び実績等調書
12	様式5	主たる担当技術者の経歴及び実績等調書
13	様式6	担当技術者の経歴
14	様式7	企画提案書(表紙)
15	様式8	業務実施方針・実施体制・業務フロー・業務工程・その他
16	様式9	特定・評価テーマに対する提案

(3) スケジュール

参加表明書受付期間	令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)午後5時
事前説明会開催日	開催しない
第1回質問書受付期間	令和7年5月12日(月)から令和7年5月19日(月)午後5時
市HPへ回答(第1回)公表	令和7年5月21日(水)
企画提案書等提出者選定及び 非選定通知書交付日	令和7年5月28日(水)※予定
企画提案書等提出期間	令和7年5月28日(水)から令和7年6月6日(金)午後5時
第2回質問書受付期間	令和7年5月28日(水)から令和7年6月2日(月)午後5時
市HPへ回答(第2回)公表	令和7年6月4日(水)
企画提案書等プレゼンテーション 及びヒアリング	令和7年6月11日(水)※予定
2次審査結果通知日	令和7年6月18日(水)※予定
契約締結	令和7年6月18日(水)以降 ※予定

(4) 参加表明受付開始から契約締結までの流れ



2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号 西棟2階
うるま市 都市建設部 都市政策課 都市交通係 担当：安里、佐渡山
電話 098-923-7620 FAX 098-923-7604
メールアドレス taisuke-a@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和7・8年度うるま市入札参加資格者登録名簿（測量・コンサル）に登録されている者
 - イ 令和7・8年度うるま市入札参加資格者登録名簿（測量・コンサル）に登録されていない者であって、公告の日を基準日として引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加以降申出書の提出期限までに提出した者
- (4) 次の条件を満たしていること。
 - ア 参加表明者に関する要件
(同種又は類似業務の実績)
令和4年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に定める「同種又は類似業務」の実績を有すること。
 - ・同種業務：沖縄県内における公共交通に係る計画の基礎調査及び計画策定
 - ・類似業務：都市計画に係る基礎調査及び計画策定なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村等が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする
 - イ 配置予定管理技術者に関する要件
 - ① 以下のいずれかの資格を有する者
 - [1] 技術士（都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - [2] RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - [3] 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ② 以下のいずれかの実績を有する者
令和4年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に定める「同種又は類似業務」の実績を有すること。
 - ・同種業務：沖縄県内における公共交通に係る計画の基礎調査及び計画策定
 - ・類似業務：都市計画に係る基礎調査及び計画策定なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村等が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする
- (5) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12

号)」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)はすべての構成員が満たすのものとし、(4)については、構成員のいずれかが満たしていること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり、参加表明書、その他参加表明に関する資料（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

ア 受付期限：第1章1（3）のとおり

イ 提出先：第1章2のとおり

ウ 提出方法：持参又は郵送

エ 提出書類

(ア) 参加表明書等 ※原本

- ① 【様式1】参加表明書
- ② 【様式2】会社概要
- ③ 【様式3】企業の同種又は類似業務の実績
- ④ 【様式4】管理技術者の経歴及び実績等調書
- ⑤ 【様式5】主たる担当技術者の経歴及び実績等調書
- ⑥ 【様式6】担当技術者の経歴

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類 ※写し可

- ① 定款（法人のみ）
- ② 全部事項証明書又は登記簿謄本
- ③ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3ヶ月以内のもの）
- ④ 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書）

- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式あり）
- ⑥ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）（様式あり）
- ⑦ 委任状（支社等に本件業務委託に関する行為を委任する場合に限る。）（様式あり）
- ※ 共同企業体による申し出の場合、（イ）①～⑤の書類は、共同企業体を構成するすべて

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

- ア 業務実施方針・業務フロー・業務工程・その他（有益な事項、重要事項の指摘等）
- イ 特定・評価テーマに対する提案
 - ・ 特定・評価テーマ
 - 「本市における移動に関する課題を把握するための調査・分析に係る手法等について」
- ※ 提案にあたり、課題把握や分析のための手法について、同種又は類似業務等の経験を踏まえて記載すること。

2 企画提案書等の提出

- （1） 提出物
 - ア 【様式7】 企画提案書（表紙）（A4）1枚片面
 - イ 【様式8】 業務実施方針・実施体制・業務フロー・業務工程・その他（A3横）1枚片面
 - ウ 【様式9】 特定・評価テーマ（A3横）1枚片面
 - エ 【任意様式】 参考見積・内訳書
- （2） 提出部数 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）
参考見積書・内訳書 1部
- （3） 提出先 第1章2のとおり
- （4） 提出期限 第1章1（3）のとおり
- （5） 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- （1） 提案は、簡潔に記述すること。
- （2） 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- （3） 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- （4） 多色刷りは可とするが、評価はモノクロ複写をするため、見易さに配慮すること。
- （5） 提案者を特定できる内容（社名・人名等）の記述及び説明をしてはならない。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- （1） プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- （2） 虚偽の記載をした提案。

- (3) 第1章3「参加するために必要な資格」に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。ただし、参考見積書の提出を求めない場合は該当しない。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 質問書について

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問は参加表明時に1回、選定通知後に1回（選定通知を受けた者のみ）まで受け付け、質問に対する回答は市HPで公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

【第1回】

- ア 提出期限 : 第1章1(3)のとおり
- イ 提出先 : 第1章2のとおり
- ウ 提出方法 : 持参、郵送、FAX又は電子メール

※ ただし、持参以外は着信確認を行うこと。

- エ 回答及び方法 : 令和7年5月21日（水）市HPへ回答を公表する。

【第2回】

- ア 提出期限 : 第1章1(3)のとおり
- イ 提出先 : 第1章2のとおり
- ウ 提出方法 : 持参、郵送、FAX又は電子メール

※ ただし、持参以外は着信確認を行うこと。

エ 回答及び方法：令和7年6月3日（火）市HPへ回答を公表する。

第4章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 審査

書面及びプレゼンテーション審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

※ 4者以上の提案があった場合、提出された参加表明書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。

(ア) 提出された参加表明書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとする。

ただし、同評価の参加者が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和7年5月28日（水）（予定）までに電子メールにて通知する。

(エ) 評価基準 別紙「評価基準(書面)」のとおり。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

(ア) 実施日 令和7年6月11日（水）（予定） ※詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

(ウ) 評価基準に従い審査を行う。

(エ) プレゼンテーションへの出席者は4人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

(オ) 評価基準 別紙「評価基準(プレゼンテーション)」のとおり。

2 非選定の通知を受けた者の理由説明要求

第4章1（1）で参加資格がないと認められた者は、市に対し次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法：理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限：令和7年6月4日（水）午後5時まで

（午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 第1章2のとおり

エ 様式 任意様式

3 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提

案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年6月18日（水）（予定）に通知する。

4 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の（１）、（２）に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

- (1) 第１章３「参加するために必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第１章４（１）エ「参加に必要な提出書類」及び第２章１「企画提案書等作成要領」で示す書類に虚偽の記載をしたとき

5 審査結果に対する異議申し立てについて

第４章１（２）で受託候補者として特定されなかった者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和７年６月25日（水）午後５時まで

（午前８時３０分から午後５時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 第１章２のとおり

エ 様式 任意様式

第５章 その他

1 その他

- (1) 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。
- (2) 本プロポーザルに関する事前説明会等は開催しない。
- (3) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通過は、日本語及び日本国通過に限る。
- (4) 提出期限以降の参加表明書等、企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。